

事業計画書

令和7年度



社会福祉法人聖啓会

特別養護老人ホーム菜の花

ショートステイ菜の花

デイサービス菜の花

居宅介護支援事業所菜の花

目次

経営理念と基本方針.....	1
理念.....	1
基本方針.....	1
特別養護老人ホーム菜の花 事業計画.....	2
施設運営の方針<ご利用者対応指針>.....	2
相談業務計画.....	3
機能訓練事業計画.....	4
支援業務計画.....	5
介護業務計画.....	7
年間行事予定.....	7
レクリエーション・クラブ活動.....	7
委員会規程.....	8
会議規程.....	10
ショートステイ菜の花 事業計画.....	11
デイサービス菜の花 事業計画.....	12
居宅介護支援事業所 菜の花 事業計画.....	13
医務計画 (健康サポート部)	14
<施設における看護師の役割>.....	14
<医務の基本姿勢>.....	14
<その他の医行為>.....	14
<看取りケアについての基本方針>.....	14
<緊急避難的医行為について>.....	15
<医務室の体制>.....	15
<各事業に対する医療体制>.....	15
<勤務時間>.....	15
<急変時の対応>.....	16
<健康診断>.....	16
<予防接種>.....	16
<介護職との連携>.....	16
<嘱託医、薬剤師との連携>.....	16
<ご家族との連携>.....	16
ボランティア受入計画.....	17
令和7年度ボランティア受け入れについて.....	17
ボランティアの導入意義.....	17
ボランティアの受入れ.....	17
活動内容.....	17
地域行事への参加と貢献.....	17
活動の報告.....	17
防災計画.....	18
地震・風水害等 対応計画.....	19
新型コロナウイルス感染対策計画.....	20
高齢者虐待防止計画.....	21

経営理念と基本方針

社会福祉法人聖啓会は平成24年4月1日に「特別養護老人ホーム菜の花」を開設し、施設サービス、在宅サービス（短期入所・通所）、居宅介護支援サービス（居宅介護支援事業所）の4事業を展開しております。

「老人福祉法」基本理念 第2条 前文省略 「敬愛されるとともに、生きがいをもてる健全で安らかな生活を保障されるものとする」とあります。

菜の花は「法人理念」に基づいて職員一人一人が高齢者の安らかな生活への支援を行ない思わず笑顔が生まれる嬉しい環境を提供します。

理念

特別養護老人ホーム菜の花は、利用者本位の5つのH（はなびら）を大切にします。

- ① Heart to Heart（心と心が向き合う介護）
利用者やご家族と、スタッフの気持が通じ合える親身な介護に努めます。
- ② at Home（家庭的であたたかな介護）
家庭での生活スタイルを重視して、家庭的な雰囲気づくりを心がけます。
- ③ Humanity（人間愛に基づく介護）
利用者一人ひとりの人格・尊厳を何よりも大切にする介護に力を注ぎます。
- ④ Healing（心がほっと安堵する介護）
心なごむ落ち着いた環境と、安心して生活できる施設をめざします。
- ⑤ Healthy（健康をサポートする介護）
常に対応できる24時間体制で、健康管理と質の高い介護サービスを提供します。

基本方針

- ① 私たちは「法人理念の5つのH（はなびら）」がご利用者の心の中で開花するよう安心、安全なケアを提供します。
- ② 私たちは報酬を得てサービスを提供するプロです。その為に自己研鑽を怠らず、ご利用者と職場に敬意を払い業務にあたります。
- ③ 私たちはご利用者の満足を得る為の苦情は宝とし改善への努力を惜しみません。

特別養護老人ホーム菜の花 事業計画

事業開始年月日	平成24年4月1日
定員	70名（10名定員 7ユニット）
基本方針	施設の健全な環境に努め、ご利用者が安心して暮らす事が出来るようご利用者の尊厳を尊重し、地域社会との連携を密にした明るく楽しい施設にします。

施設運営の方針<ご利用者対応指針>

- ① 尊厳を尊重し、身体拘束はしません。
- ② 生活環境を守ります。
- ③ 生きがいの持てる楽しい環境を作ります。
- ④ 排泄援助は個人に合わせます。
- ⑤ 食事形態は個人に合わせます。又希望を取り入れます。
- ⑥ 入浴時間は可能な限り希望に合わせます。
- ⑦ 認知症の進行防止に努めます。
- ⑧ 感染予防・褥瘡予防、健康管理を致します。
- ⑨ 地域ご家族との連携を図ります。
- ⑩ 自立支援促進のマネージメントを実施します。

<職員処遇指針>

- ① 人材は人財として大切に育てます。
- ② ワークライフバランスの確保を応援します。
- ③ 福利厚生の実施を図ります。
- ④ 面接・面談を適宜実施します。
- ⑤ 各種委員会を開催します。
- ⑥ 外部・内部研修を実施します。
- ⑦ 働き方改革を行い、職員が定着する職場環境を目指します。
- ⑧ 職員の介護負担軽減を図る努力を致します。
- ⑨ 有給取得を支援します。

<地域や関係機関との連携>

- ① 協力病院との連携を図ります。
- ② 地域の行事に参加します。(清掃、防災訓練等)
- ③ 地域、町内会に加入し、町内会の運営に協力します。
- ④ 地域の防災拠点として、災害時の避難場所として、協力します。(BCPの策定)
- ⑤ ボランティアの受入をします。
- ⑥ 関連施設、病院主催の勉強会に参加します。
- ⑦ 施設主催のイベントを地域に発信します。(菜の花祭り・作品展)
- ⑧ 「菜の花だより」を毎月発行し関係部署に届けます。
- ⑨ 適時にインターネットのホームページで「菜の花」を紹介します。
- ⑩ 地域の学校、幼稚園と連携し世代間交流を図ります。
- ⑪ 自然との触れ合いを大切にし、お花見など近隣の外出レクを実施致します。
- ⑫ 地域の名産、名物を取り入れた献立を提供致します。
- ⑬ コロナが落ち着いたら、地域のレストランやお寿司屋など外食の楽しみにも対応致します。

相談業務計画

- 受入計画 優先入所指針に基づいて入所の必要の高い方から入所できるように支援します。在宅で介護しておられるご家族が病気や事故、災害や介護疲れ等により介護が困難になった場合、1人暮らしの高齢者が介護を必要となり日常生活が困難になった場合、施設入居を考慮すべきと判断された場合等、1人1人の話を聞き入所指針に基づき得点化を行い、優先順位を決定します。
- 申し込み手順 ①申込書をご家族様に記入いただきます。
②介護保険証をご提示いただきコピーをさせていただきます。
③ご家族と面談し施設の見学をしていただきます。
④申し込み者の担当のケアマネージャーやご家族様に連絡し近況の確認をします。
⑤入所事前訪問を行い現在の心身の状況や主介護者ご家族様の状況を確認しながら自宅や病院に訪問します。
⑥入所検討委員会を、第三者を入れて行います。入所指針に基づき得点化を行い、優先順位を決定します。
⑦入所順位が上位の方へ連絡致します。入所についての説明をさせていただき、運営方針、機能についてご理解いただき入所となります。
- 相談目標 ①常にご利用者の気持ちに寄り添い、心身の状況や置かれている環境等の明確な把握に努め、ご利用者やご家族に対し、相談に適切に応ずると共に、必要な助言そのほかの援助をします。
②ご利用者の様子や体調をご家族に連絡させていただき相談していき専門職との連携をし、その時に必要な助言や援助を行っていき地域に貢献できる施設を目指します。
③優先入所制度の円滑な運用を図ります。
- 支援計画 入所されたご利用者が長期に生活される施設として家庭的であたたかな気持ちでお過ごしいただけるよう支援します。ご利用者ご家族の相談や支援やご利用者の状況等についてご家族様と密に連携を取ります。
- 今年度の取り組み ①ご利用者が安心して長期に生活されるよう適時訪問し、相談を受けて援助していきます。
②ご利用者が毎日を笑顔で暮らせるよう援助していきます。
③ご利用者の様子をご家族様に連絡させていただき必要な助言や援助を行っていきます。
④新型コロナ感染予防策を講じて受け入れ時の情報確認を慎重に行います。
⑤ご利用者の自立支援に各職種で取り組んで行くことをご家族様に伝え安心して入居が継続できるように相談支援して行きます。

機能訓練事業計画

利用者様、ご家族様の意向を尊重しながら、身体機能の維持・向上を目指し、下記の事業を行います。

- 嘱託医の回診に同行し、嘱託医の指導を受け個別機能訓練計画を策定します。
- その人の機能に合わせて福祉用具を検討し取り入れ、安全な使用、管理をします。
- 個別訓練（歩行訓練、立ち上がり訓練、立位保持訓練、座位保持訓練、移乗訓練、マッサージ、関節可動域訓練、車椅子散歩等）を行います。
- 集団訓練（TV 体操・ラジオ体操・リハビリ体操）を行います。職員にもできるだけ参加していただきます。
- 担当者会議への出席をします。
- 委員会、各行事への出席をします。
- 今年度はフリーダムを活用して体操やカラオケを行う健康倶楽部、その他参加可能な倶楽部活動、催し物にできるだけ参加して、利用者様に楽しんでいただけるようにしていきたいと考えています。
- 運動不足を視野に入れ便秘対策として、下肢筋力、腹筋強化、マッサージなどを計画し積極的に実施します。
- 他職種と協同して自立支援促進に関する評価・支援計画書の作成を行います。

支援業務計画

支援計画（ケアプラン）の作成を行います。

ケアプランとは、入居者様の「その人らしさ」と「どのように暮らしたいのか」を把握し、これからの生活とそれを支えるケアをまとめる計画書です。ケアプランは、本人、家族、職員で共有していきます。

ケアプラン作成の流れ

① アセスメント

入居者様の現在の状況と意向、それまでの生活歴等を把握し、入居者様への理解を深め、また、家族の意向を確認し、課題と目標を導き出します。

② 暫定プランの作成

アセスメントに従って、暫定のプランを作成します。

③ 担当者会議開催

本人、家族、各職員が参加します。プランを提案し、協議します。

④ ケアの提供

⑤ モニタリング

生活状況・心身の機能把握、プランの評価を行います。新しい課題がみつければプランを見直します。

⑥ 本プラン作成

暫定プランの評価に基づき、具体的なプランを作成します。

本プランは介護保険証有効期間に合わせ、概ね6ヶ月おきに見直しを行います。状態に変化があった場合は随時変更します。

本年度の取り組み事項

- ・ ユニットケアの基本である、「暮らしの継続」を心掛けた、彩のあるプランを作成します。
- ・ モニタリングを丁寧に行い、入居者様の心身状態の把握につとめます。
- ・ 口腔衛生管理の充実を図り、毎週1回1ユニットに歯科衛生士がスクリーニングを行い口腔内の衛生ケアの向上を目指します。誤嚥性肺炎の疑われる受診数の低下を目指します。
- ・ 看取りの振り返りカンファレンスを開催し、より良いサービスの提供につなげます。また、看取り期にはご家族が本人に寄り添いながら最期が迎えられるよう援助していきます。
- ・ 自立支援計画を立て、「できること」を見極め、自律した施設生活を支援していきます。
- ・ 入居者様の体調に合わせ早期にケアプランの修正を行い職員全員に周知し適切なサービスに繋がります。
- ・ 担当介護職員と協力して利用者様の居場所づくりをしていきます。

栄養課業務計画

1、栄養ケアマネジメントの実施

入居者様1人1人の状態を把握し、課題を早急に見つけ、他職種と共同し施設ケアプランに基づき、栄養ケアを実践していきます。また評価、判定を定期的に行います。

2、給食管理

おいしく安全で心のこもった食事を提供します。また提供された食事の品質や入居者様の摂取量、残食を評価し、献立に反映します。また季節のものや行事食、地元で親しまれている食材を取り入れ、食事を楽しむことができるようにします。給食委託会社と密に連携し話し合い、より良い食事を提供するために反省・改善を行います。

3、食事環境を整える

穏やかな雰囲気の中、気持ちよくおいしく楽しく食事が摂れるように、入居者様の特性を考慮し、ユニットごとに食事環境を整えます。調理レクリエーション、クラブ活動などを企画・調整・実施し、食事が楽しみになる工夫をします。

4、他職種との連携

担当者会議出席、委員会活動を通して他職種と情報を共有し、入居者様の状況を常に把握します。またおいしいお食事が摂れるようなお口を維持できるよう口腔衛生管理に関わります。排便コントロールにつながる食事からのアプローチを積極的に行います。そして摂食嚥下機能の維持や向上、栄養状態の改善に繋げ、健康を維持できるように支援します。最期のその時まで「おいしいひとさじ」を提供します。

栄養給与目標量 (R7年度)

	エネルギー	たんぱく質	脂質 エネルギー比	カルシウム	鉄	レチノール 活性	ビタミン B1	ビタミン B2	ビタミン C	食塩 相当量	食物繊維 総量
	Kcal	g	%	mg	mg	μgRAE	mg	mg	mg	g	g
男	1400	58	20~30	700	7	800	1.2	1.3	100	7.5	20
女	1050	45	20~30	650	6	650	0.9	1.0	100	6.5	17

栄養給与量 (R6.1~R6.12)

エネルギー	たんぱく質	脂質 エネルギー比	カルシウム	鉄	ビタミン A	ビタミン B1	ビタミン B2	ビタミン C	食塩 相当量	食物繊維 総量
Kcal	g	%	mg	mg	μgRAE	mg	mg	mg	g	g
1434	53.0	23.6	626	5.7	618	1.18	1.10	55	7.6	12.1

行事食

4月	春の季節献立
5月	春の季節献立
6月	初夏の季節献立
7月	夏の季節献立
8月	土用の丑の日
9月	敬老の日(祝い膳)
10月	秋の季節献立
11月	秋の季節献立
12月	クリスマス献立
	にぎり寿司
1月	おせち料理
2月	節分
3月	ひなまつり
	開設記念日

介護業務計画

1. 私たち菜の花の介護職員は、ご利用者の自立支援を行い、安全・安楽な生活を守ります。
- ① プライバシーを保護します。
 - ② 基本的なケアを順守します。
 - ③ 尊厳と快適性を追求した排泄ケアを提供します。
 - ④ ユニットケアの中で個別の受け持ち制をとり、ご利用者とご家族との連携を図ります。
 - ⑤ リスクマネジメントに力を入れます。

年間行事予定

4月	お花見ドライブ	菜の花作品展	誕生日会
5月	母の日	誕生日会	
6月	父の日	誕生日会	
7月	七夕まつり	誕生日会	
8月	盆踊り	誕生日会	
9月	敬老会	菜の花まつり	誕生日会
10月	ハロウィン	誕生日会	
11月	コスモスドライブ	誕生日会	
12月	クリスマス会	誕生日会	
1月	新年会	春の七草・鏡開き	誕生日会
2月	節分	誕生日会	
3月	ひな祭り	誕生日会	

レクリエーション・クラブ活動

各ユニット	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽鑑賞 ・ランチ作り ・おやつ作り 	<ul style="list-style-type: none"> ・ビデオ鑑賞 ・買い物 ・ドライブ 	<ul style="list-style-type: none"> ・回想療法 ・ラジオ体操 ・リハビリ体操
個別	<ul style="list-style-type: none"> ・各種倶楽部活動 ・各種ゲーム ・散歩 	<ul style="list-style-type: none"> ・手芸 ・将棋 ・頭の体操 	
クラブ活動	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽倶楽部 ・園芸倶楽部 ・華道倶楽部 ・将棋・囲碁倶楽部 	<ul style="list-style-type: none"> ・絵手紙倶楽部 ・書道倶楽部 ・手芸倶楽部 	<ul style="list-style-type: none"> ・舌鼓倶楽部 ・健康倶楽部 ・美々倶楽部

委員会規程

	委員会名	運営担当	目的	役割	開催日	メンバー
1	教育接遇委員会	委員長 (介護職)	職員の接遇能力、書類記載ルールの徹底、報告、連絡・相談等に関してスキルアップを図ることを目的として設置する。 新設加算『L I F E』『口腔機能加算』に関する情報共有と活用方法について検討。 介護業務の改善を図るとともにIT機器や福祉用具の検討と導入を行う。 清流館高校などの実習生に対する職員研修の企画・開催を行う。 他国籍介護人材の就労・定着に向けて環境整備・相談支援の実施。	接遇のあり方、勉強会、資料提供など全般 内部研修の企画・運営 実習生対応 他国籍介護人材への支援	第2 水曜日	施設長 介護士長 各部署の委員
2	感染・褥瘡委員会	委員長 (医務)	快適な環境作りを行うために設置し、施設内の感染褥瘡防止、発生時の対処方法を検討する 入居者一人一人の皮膚状態を把握し、褥瘡発生予防及び褥瘡がある方の経過観察、他職種と連携しケアの方法を分析検討していく。 入浴排泄委員会と共同、高齢者の排泄障害について研修を開催する。	新型コロナ感染予防対策 MRSA、インフルエンザ、結核、疥癬等のマニュアル作り。褥瘡スケール、褥瘡対策に関するケア計画書の作成。	第1 水曜日 (毎月)	施設長 医務 管理栄養士 各部署の委員
3	事故対策委員会	委員長 (介護職)	ご利用者と職員の安全と安心を確保し生活を守るべき事故の発生を最小限にとどめるために設置する。	1ヶ月毎の事故の状況把握(一覧表)、多発時間、事故状況を分析し防止のための検討。必要時リスク会議の開催	第2 金曜日 (隔月)	施設長 介護主任 各部署の委員
4	身体拘束廃止委員会 (人権を守る)	委員長 (介護職)	身体拘束をしなくても安全安楽な生活が確保できるために設置する。スピーチロックについて検討を行ない入居者の人権を尊重し、暖かな声掛けとは何か? その人らしい生活とは何か?を考えていく。	身体拘束に関する経過・判定 身体拘束の該当者に対する対策を検討 「身体拘束ゼロ宣言」の推進	第4 金曜日 (隔月)	施設長 介護士長・主任 各部署の委員
5	摂食委員会	委員長 (介護職)	ご利用者一人ひとりにあった食事形態をご利用者の意見を聞	最近の食事全般(形態・用具・席間など)について協議する	第3 水曜日	施設長 介護主任 管理栄養士

			<p>き、安全で美味しい食事を提供するために設置する。 感染褥瘡委員会と共同し、感染症発症時の食器対応などの検討。 座位時の良肢位保持を目指し適切な車椅子の検討と選択実施。 口腔内の状態や嚥下機能を適切に把握・嚥下機能と呼吸機能の関連についての理解促進、医務・栄養士・機能訓練士・介護職が連携を図り誤嚥性肺炎の予防に努める。</p>	<p>ブランチの計画実施 口腔ケア・嚥下機能について評価・支援する</p>	<p>(隔月)</p>	<p>各部署の委員</p>
6.	入浴排せ委員会	委員長 (介護職)	<p>安全で快適な生活を提供する入居者の重度化が見込まれる。重介護の入居者が安心安全に入浴を行えるよう検討していく。尿路感染リスクのある方に対する排せ回数や洗浄方法及び排便時の急変対応(便ショック等)、排便コントロール困難者について医務・栄養課と共同で検討、研修の開催。 感染褥瘡委員会と共同し感染症発症時の汚物処理方法の検討</p>	<p>個人に合った排せの援助方法の検討 おむつはずし対策 安全快適な入浴方法 排せ全般に対する研修 排せ状態把握、排せに関するケア計画書の作成。</p>	<p>第4水曜日 (隔月)</p>	<p>施設長 介護主任 各部署の委員</p>
7.	看取り委員会	委員長 (介護職)	<p>ご家族、多職種と協力しながら入居者お一人お一人が菜の花で最期まで過ごして頂くために設置する。摂食委員会と共同し菜の花が掲げる「最期までおいしい一匙」を検討していく。</p>	<p>ご本人・ご家族の意向に沿った看取りケアを提供する看取られた後は振り返りのカンファレンスを実施、一つの看取りから学びえたこと、思いを共有していく。 看取りケア計画書の作成</p>	<p>第4金曜日 (隔月)</p>	<p>施設長 ケアマネ 看護師 管理栄養士 各部署の委員</p>
8.	防災委員会	委員長 (防火管理者)	<p>災害時の防災対策に重点を置き、ご利用者様を守るため、職員の防災に対する意識向上を図る 災害時のBCPバックアップを図る 摂食委員会と共同し備蓄食料・備蓄水の管理を行</p>	<p>防災訓練の実施および実施後の改善点検討 施設内設置防災器具の使用 方法確認 危険箇所の点検 防災教育研修の実施 地域の防災訓練参加 他施設とのBCPの共有</p>	<p>第1金曜日 (隔月)</p>	<p>施設長 介護主任・副主任 各部署の委員</p>
9.	高齢者虐待対応委員会		<p>介護職員等に対して高齢者虐待防止法の内容や虐待防止に関する法人の基本的な考え方を周知、またそれを実践的な介護業務に反映させることを目的とする。</p>	<p>虐待防止に係る指針の周知 虐待防止に係る職員研修開催</p>	<p>身体拘束委員会開催日</p>	<p>施設長 介護士長・主任 各部署の委員</p>

会議規程

	会議名	運営担当	目的	開催日	メンバー
	主任会議 医療安全委員会	各職種主任	各フロアでの課題を伝達・調整・創造・決定し利用者サービスの向上を図る 職員のモラル向上を図る（ハラスメント、虐待など）	第2水曜日	施設長 課長 各フロア介護主任 事務主任 各事業所責任者
	ユニット リーダー会議	介護主任	共通ルールの確立、情報共有、施設全体の介護の方向性や問題点などの洗い出し、全体への連絡事項の伝達など	第2水曜日	施設長・課長 各部署代表 介護主任 ユニットリーダー
	ユニット ミーティング	ユニットリーダー	ユニット内課題の検討・ケアの質の向上を図る	ユニットごとに決定	ユニットリーダー ユニットスタッフ 施設ケアマネ
	デイ会議（在宅）	デイ主任	ご利用者が居心地の良い環境（食事・入浴・・・レク・クラブなど）を提供する為の検討	毎週月曜日	施設長 在宅主任 デイ主任 デイ職員
	給食会議	栄養士	食事における現状報告と課題検討・調整	第1金曜日	施設長 施設栄養士 委員研対洗責任者
	医務会議	医務主任	医療専門スタッフの連携調整		施設長 看護師
	リスク会議	施設長	事故やインシデントの把握と共有発生の原因分析、改善策の立案及び実施	随時	施設長 関係部署代表
	苦情対応会議	施設長	福祉サービス受給過程における苦情相談の救済、解決を円滑円満に図る為設置	随時	施設長 関係部署代表
	防災対策会議	施設長	地震・火災等災害発生時の施設内の対応、防災訓練の実施計画・反省等について、職員の防災意識を図る。BCP作成	2ヶ月に1回	施設長 関係部署代表

ショートステイ菜の花 事業計画

- 1 利用定員 20名
- 2 職員定数 特別養護老人ホーム職員数と同じ
- 3 事業開始年月日 平成24年4月1日
- 4 事業運営方針 ご利用者1人1人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいてご利用者が相互に社会関係を築き、自立的な日常生活を支援することによりご利用者の心身機能の維持回復を図り、もってご利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。
- 5 サービス提供内容
 - ① 食事
管理栄養士の立てる献立表により、栄養とご利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。
 - ② 排泄
ご利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行なうと共に、排泄の自立についても適切な援助を行ないます。
 - ③ 入浴
週2回以上の入浴または清拭を行ないます。
 - ④ 離床、着替え等
寝たきり防止の為、できる限り離床に配慮します。生活のリズムを考え毎朝・夕の着替えを行なうよう配慮します。シーツ交換は最長週1回・、最短は退所毎に交換、寝具の消毒は月1回実施します。
 - ⑤ 相談及び援助
ご利用者及びそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行ないます。
 - ⑥ レクリエーション
必要な教養娯楽設備を整えるとともに、事業所での生活を実りあるものとするため適宜レクリエーション行事を企画します。
 - ⑦ 環境整備
ご要望のあるご利用者に対し、居室内のテレビを準備し、事業所内での生活が居宅での暮らしの継続となるように計画します。
- 6 健康管理 利用中は看護職員による健康管理とお持ち頂いた服薬管理を行ない体調不良等異常のある時は遅滞なく緊急連絡先・ケアマネジャー等に連絡します。
- 7 防災計画 別途定める「特別養護老人ホーム菜の花防災害計画」にのっとり年2回以上、夜間及び昼間を想定した避難訓練をご利用者の方も参加して実施します。
- 8 日課 ご利用者の日課に特に定めはありません。
- 9 感染予防 新型コロナの感染予防策を講じて受け入れ時の利用者の情報確認を慎重に行います。

デイサービス菜の花 事業計画

- 1 利用定員 1日 25名(月曜日～金曜日) 1日 20名(土曜日)
- 2 職員定数 (1) 管理者 1名
(2) 生活相談員 1名
(3) 看護職員 1名以上
(4) 介護職員 月曜日～金曜日3名以上 土曜日2名以上
(5) 機能訓練指導員 1名以上
- 3 事業開始年月日 平成24年6月1日
- 4 事業運営方針 要支援・要介護状態となったご利用者が可能な限りその居宅に於いて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう必要な日常生活上の世話及び、レクリエーションを行なうことにより、ご利用者の社会的孤独感の解消及び、心身の機能の維持並びに、ご利用者の家族または身元引受人の身体的・精神的負担の軽減を図るものとします。
感染予防対策を講じ安全安心に利用できるようにします。
- 5 サービス提供内容
 - ①日常生活支援
日常生活動作の程度によって、身体の介護に関する必要な支援及び、サービスを提供します。在宅での自立した生活が送れるよう残存機能維持回復を目指します。
 - ②食事
栄養バランスの取れた食事の提供をします。身体状況に応じた食形態での提供、嚥下機能低下防止の取り組みをします。昼食提供前は嚥下体操を行い、当日の昼食メニューを説明して楽しく豊かな食事環境を整えます。
 - ③入浴
家庭における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供します。
 - ④レクリエーション、機能訓練ほか
ご利用者が生きがいや生活の張りを持てる活動の提供をします。心身の活性、残存能力の維持を図ります。毎月、創作レク・おやつレクを行い、社会性や生活意欲の活性化・手指の機能維持や向上を目指します。また、季節に応じて外出レクを行い、楽しみながら機能訓練の維持や向上を目指します。現在は休止していますが、希望者に対し個別に機能訓練計画を立て実施します。
 - ⑤送迎
送迎を必要とする利用者に対して必要な支援及び、サービスを提供します。
 - ⑥相談及び、援助
ご利用者及び、身元引受人の日常生活における身上、介護等などの相談及び、助言を行いません。
- 6 健康管理 利用中は看護職員による健康管理と、お持ちいただいた服薬管理を行ない体調不良などの異常がある時は遅滞なく緊急連絡先・ケアマネジャーなどに連絡します。
- 7 防災計画 別途定める「特別養護老人ホーム菜の花 防災計画」にのっとり、年2回以上、昼を想定した避難訓練をご利用者も参加して実施します。

居宅介護支援事業所 菜の花 事業計画

- 1 職員定数 介護支援専門員 2名
- 2 事業開始年月日 平成24年 4月1日
- 3 事業運営基本計画 介護保険法等の関係法令に従い、ご利用者が居宅においてできる限り自立した生活を営むことができるよう、心身の状態、生活環境、ご利用者又はご家族の希望等に応じた適切な居宅サービス計画を作成し、サービスが円滑に提供されるようサービス事業者との連絡調整等を行います。
- 4 事業目標 介護支援専門員2名体制で主任ケアマネも在籍しています。介護支援専門員同士も連携を取りながら利用者様に満足いただけるようチームとして協力しサービスの向上に努め、様々なご要望にお応えしていきたいと考えております。ご利用者が関わるサービスは多岐に渡るため、介護支援専門員もサービス提供事業所、行政、地域の協力者、病院関係者等と密接な関係を築き、様々な職種が連携してご利用者に対し継続的かつ効率的、適切なサービスが提供できるよう支援していきます。
- 5 感染予防 感染症の流行状況を鑑み、モニタリング訪問や担当者会議の開催において感染予防策を講じます。蔓延状況により、対面からテレビ電話等のオンラインへの切り替えも検討します。

医務計画（健康サポート部）

<施設における看護師の役割>

特別養護老人ホームの役割は介護保険法では「要介護者に対して施設プランに基づいた入浴・排せ・食事などの日常生活上の介護、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行なう施設」と定義されており、介護保険施設の3施設の中で一番介護に重点を置いた施設です。

看護師の役割は、ご利用者は慢性疾患を持ちながらも安定した状態にある事が望ましいと考えます。ご利用者が「苦痛なく穏やかに過ごしていただける」よう健康をサポートして行きます。

<医務の基本姿勢>

- ① 健康管理
- ② 予防管理（疾病・感染）
- ③ 急変時の対応
- ④ 現状維持の為の機能訓練
- ⑤ 自立支援
- ⑥ 地域連携

<実施可能な医療行為>

- ① 褥瘡処置
- ② 浣腸・摘便
- ③ 人工肛門
- ④ インスリン注射
- ⑤ 簡単な創傷処置
- ⑥ 在宅酸素療法
- ⑦ 胃瘻・経管栄養（要相談）
- ⑧ 薬剤管理

<その他の医行為>

1 感染症対策

- ① 「新型コロナウイルス」による感染予防とワクチン接種計画し実施します。
- ② 「インフルエンザ」はワクチンによる予防を基本とします
- ③ 「疥癬」は皮膚科医の指示。新入居の場合は治癒を確認してから入居を許可します。
- ④ 「MRSA」保菌者は入所の制限はしませんが、咳嗽のある場合はマスクの使用をお願いします。
- ⑤ 「結核」は排菌者・食中毒については適切な病院へ入院していただきます。

2 看取りケア

特別養護老人ホーム菜の花 では看取りケアは下記の基本方針を確認した方のみ対応して参ります。
入居時に入居者又はご家族様に看取り指針の内容を説明し同意を得ます。

<看取りケアについての基本方針>

まずは、ご家族の意向に添います。

特養の体制下では制度的にも十分な医療体制が提供できない状況をご説明させていただきます。

ご了承頂いた方に対して下記のケアを提供させていただきます。その為看取りには直接医師が立ち会う事が難しい状況がある事もご承知頂いた上でケアを進めて行きます。

- ① 介護職員、医務等の職員と共に、ご家族のご要望等を伺わせて頂き日々の過ごし方を検討していきます。
- ② 食事が摂れなくなった場合にも敢えて点滴等の処置は致しません。できるだけ自然の形で見守らせて頂きます。
- ③ フロアで提供させていただくケアは、今までの生活と変わらず日常の生活を大事にして参ります。（身

体を清潔に保ちます。ご本人様の欲求と状態に合わせ少量ずつであれば経口飲水等の水分補給の機会を持たせていただきます。創傷のケアも継続して行なっていきます。フロアの声が聞こえる中でゆったりとした時間を過ごしていただきます。)

- ④ 苦痛が少なくお過ごしになれるよう体位変換等心がけ圧迫や褥瘡の発生を防ぎます。
- ⑤ ご本人様をご家族と共に過ごせる時間や場所を確保致します。
- ⑥ 「看取り」振り返りカンファレンスを開催します。

<緊急避難的医行為について>

施設の看護師は不特定多数の人に対応する為、医師の指示がなければ医療を行うことができません。ただし臨時応急の手当は反復継続する意思がないので医業に当てはまらず医師の指示を得なくても緊急避難的に行う医行為は許されています(保助看法第37条)

特別養護老人ホーム菜の花の願いは、ご利用者が心身共に健康で、安全で安心できる生活を送っていただくことです。

その為に、個々の健康状態の把握に努めると共に、それぞれがその人らしい生活が送れるよう、介護者・医療者・他職種・ご家族と連携を密に援助します。

<医務室の体制>

医務室は、入所・在宅(通所・ショートステイ)に医療従事者を配属しております。

<各事業に対する医療体制>

1. 在宅系(通所・ショートステイ)の医療体制

通所・ショートステイご利用者への医療サービスの提供は、フロア担当の看護師が担います。

体調の変化が生じた際は看護師が症状を確認の上、相談員・ご家族・ケアマネジャーと協議の上受診・帰宅やサービス継続の判断を行います(かかりつけ医との連携)。

インスリン注射・カテーテル・ストマ造設・HOT(在宅酸素)の方々にも入所数の制限はありますが対応をしております。

2. 入所系(特養)の医療体制

健康管理、予防、現状維持の為の機能訓練と地域連携で取り組んでいきます。

- ・慢性疾患をお持ちの高齢なご利用者に対して、疾病の予防と早期発見・早期対応します。
- ・嘱託医の処方に基づき薬剤の管理を行います。
- ・施設内外の他職種との連携を密にし、健康アセスメントを実施します。
- ・感染症の予防に努めると共に、マニュアルや指針に基づいた速やかな対応・処置を行います。
- ・介護職員への健康管理・衛生指導を実施します。
- ・看取りケアを行います。(終末期援助)
- ・診療補助を行います。
- ・急変時の対応を行います。

<勤務時間>

日中は、午前8時30分～午後5時30分

夜間は、午後5時30分～翌朝午前8時30分迄でオンコール対応を敷き電話対応・必要に応じて出勤し対応いたします。

因みにオンコール体制とは、当番の看護師を決め、携帯電話を常備。いつでも相談・緊急対応できる体制のことを言います。(駆けつける迄の時間は、現場介護士が協力し対応致します。病態に合わせ救急隊との連携を図り適切な判断と搬送を心がけます。

オンコール体制は、特養・短期入所(ショートステイ)に対して対応しています。

但し、ショートステイは、在宅サービスの為受診はご家族対応が原則となります。

<定期診療の対応>

配置基準で対応していますので、医師は定期来訪します。その他状態に応じて対応します。

- | | | | |
|----------------|------|----------|----------|
| ・ 嘱託医による診療と処方 | 2回/週 | ほしのクリニック | 星野正明医師 |
| ・ 歯科契約による診療と処方 | 1回/週 | 若林歯科医院 | 若林秀典歯科医師 |
| ・ 提携医療機関 | | 藤枝市立総合病院 | |
| ・ 薬局 | | ウエルシア薬局 | |

その他の診療科目の選択を要する急変時には、別途対応します。

<急変時の対応>

急変への対応は、職員一体となり救命に臨みます。基本的には嘱託医に報告の上搬送先を決定しますが、看護師で判断する場合があります。ご家族のご意向を反映させながら対応させていただきます。

<健康診断>

厚労省告示第3号通知により、平成20年度より検診（特定健康診査）は、廃止となりました。嘱託医と相談しご利用者の健康管理は次の様に行います。

- ・ 後期高齢者健康診査に準じて実施。
- ・ 年に1回10月に実施。
- ・ 診査内容（検尿、血液検査、心電図、胸部レントゲン）
- ・ 診査結果は嘱託医から「健康診断のお知らせ」にてご家族に報告。

<予防接種>

- ・ インフルエンザの予防接種は、10月下旬より2ヶ月かけて施設内で実施していきます。
- ・ 本年度も新型コロナ予防接種を実施（入居者、職員対象）します。

<介護職との連携>

- 1 救急法、緊急時の対応
 - ・ 適宜施設内研修を実施しご利用者の安全確保に努めます。
- 2 感染予防対策
 - ・ 感染褥瘡対策委員会に出席。研修の開催をします。

<嘱託医、薬剤師との連携>

- 1 菜の花診療所会議を開催し、嘱託医と薬剤師と話し合いご利用者の疾病の悪化予防及び医療面でのサポートなどを行います。
- 2 ご利用者の苦痛の軽減をはかり快適な生活を過ごせるよう援助します。

<ご家族との連携>

- ・ ご家族交流会に参加する、サービス担当者会議に参加しご家族のご希望を伺います。
- ・ ご利用者を中心にご家族の意向を医療面での支援に反映させていただきます。

<地域の医療施設との連携>

- ・ 職員は医療機関主催の勉強会に出席し研鑽します。又、連携を図ります。

<今後の取り組み>

- 1 感染症の予防。
- 2 入居者の楽しみと体力作り。（排便コントロール、日光浴、散歩、機能訓練、レク活動）
- 3 入居者の尊厳を尊重し、個人情報保護マニュアル作成し守秘義務の順守。
- 4 サービスの向上。自立支援計画の継続に加え新規に口腔ケア計画の義務付けに対応。
- 5 自然災害時の他施設との協力体制をとる。（特別養護老人ホームきらら）
- 6 夜勤看護師の導入（介護職として勤務。オンコール看護師兼務）

ボランティア受入計画

令和7年度ボランティア受け入れについて

コロナウイルス、インフルエンザ等の感染症の状況やリスクを踏まえ、ボランティアの受け入れを実施していきたいと思います。ボランティアのイベントは利用者様の楽しみのひとつでもあります。利用者様の笑顔を大切にしていだけるボランティアの方は貴重な存在だと考えます。

ボランティアの導入意義

1. ご利用者には、日中活動支援、話し相手ができることで、日常生活が活性化されることが期待されます。
2. 地域の方には、ボランティア活動に参加することで、活動について理解を深めることが期待されます。

ボランティアの受け入れ

1. 多方面に、ボランティア活動参加を呼びかけます。
2. ボランティアセンター、地域、ご家族などにも参加を呼びかけます。
3. 活動が継続できるように、懇親会や情報交換を行います。

活動内容

1. 日常生活支援と趣味活動支援ボランティア（踊り 歌 太鼓 ダンスなどと掃除、シーツ交換、傾聴など）
募集人数 各ユニットに1～2名（通年）
2. 行事支援ボランティア
 - ・祭り 20名程（駐車場整備、移動、販売、案内等）
 - ・敬老会 歌や踊りなどを、披露して下さるボランティア
 - ・クリスマス会 歌や踊りなどを、披露して下さるボランティア
 - ・大掃除 1週間程度の期間

地域行事への参加と貢献

ボランティアの受け入れ、私たちが地域の行事や、お祭りなどの参加はコロナ感染予防を鑑みて地域活動は慎重に行います。

- ①烏帽子山祭り
- ②町内会の行事への協力
- ③認知症サポーター養成講座への参加、取り組み
- ④出前健康講座
- ⑤内瀬戸町内会保健委員会出席

活動の報告

- 「菜の花だより」や、施設内の掲示板にて、ボランティア活動の状況や内容などを報告します。
- 町内会回覧板にて情報発信

防災計画

目的

消防法第8条第1項に基づき、特別養護老人ホーム菜の花は防火管理業務について必要な事項を定め、火災等の災害の予防及び人命の安全確保ならびに被害の拡大を防止します。
また、災害発生時における福祉避難所としての機能も発揮します。

年間防災訓練計画

- ・消防防災訓練（消防法に基づく消火訓練及び避難訓練）を年2回行い、そのうちの1回は、「社会福祉施設防災の日」として、総合防災訓練を実施する。
- ・消防設備等の法定点検は法人が委託した点検資格者により年2回行い、年1回は藤枝消防署へ報告する。
- ・自主検査チェック表により毎月1回消防用設備等のチェックを行う。
- ・職員の防災教育については採用時他、必要に応じて随時行っていく。採用後も地域で開催される研修等に積極的に参加して職員の防災意識を高めていく。

その他

- ・地域との防災協定を締結すると共に、災害時の食料を3日分から7日分に備蓄を強化していき、災害発生時における福祉避難所としての体制も整えておくようにしていく。
- ・危機管理体制の強化として、事業継続計画（BCP）を策定し、大規模災害への対策強化に努める。防災委員会を開催。
- ・緊急連絡網の確認をする。

地震・風水害等 対応計画

目的

この地震防災応急対策は大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)の規定に基づき、東海地震注意情報(以下「注意情報」という。)の発表時及び警戒宣言発令時における地震防災について必要な事項を定め、大規模地震による災害の防止と被害の軽減を図ることを目的とする。

地震・風水害・不審者等 年間対応計画

- ・消防防災訓練(消防法に基づく消火訓練及び避難訓練)を年2回行う。
 - ・消防設備等の法定点検は法人が委託した点検資格者により年2回行い、年1回は藤枝消防署へ報告する。
 - ・自主検査チェック表により毎月1回消防用設備等のチェックを行う。
 - ・職員の防災教育については採用時他、必要に応じて随時行っていく。採用後も地域で開催される研修等に積極的に参加して職員の防災意識を高めていく。
 - ・危機管理体制の強化として、事業継続計画(BCP)を策定し、大規模災害への対策強化に努める。
 - ・不法侵入に備え、監視体制を徹底する。
- ① 災害発生時における福祉避難所としての体制を整えておく。
 - ② 地域との防災協定を締結すると共に、災害時の食料を3日分備蓄しておく。
 - ③ 毛布や衣類の備蓄をしておく。
 - ④ タオルや、衛生材料の備蓄をしておく。
 - ⑤ 停電に備えカンテラやヘッドライト、自家発電装置の日常点検をする。

その他

- ・藤枝消防署との連携を図り、施設内の消防設備(AED含む)の自主検査、自主点検を行い、緊急に備える。
- ・避難誘導の為に携帯用照明器具・拡声器・電燈・ロープ・医薬品等を準備し、使用可能か定期的に点検する。
- ・緊急連絡網の確認をする。

新型コロナウイルス感染対策計画

目的

施設内の新型コロナウイルス感染予防を図り大規模感染に備える。

1 感染予防策

研修会の開催（職員全員対象）発生時のシミュレーションを計画
施設に持ち込まない 施設から持ち出さない

①新型コロナウイルス感染症の基礎知識

- ・指定感染症 感染機序
- ・症状

②感染予防対策

- ・コロナワクチン予防接種の計画、実施
- ・スタンダードプリコーションの遵守
- ・職員の生活行動確認
- ・消毒薬、予防具（防護服、マスク、手袋など）の準備
- ・予防接種対応
- ・面会制限、家族対応

2 感染発生時の対応

- ・ゾーニング
- ・感染者対応（症状に合わせた対応、治療薬の投与）
- ・介護職員の応援派遣の要請

3 外部研修会の参加はリモートも含め積極的に参加する

4 職員、家族、地域の感染情報をタイムリーに把握し職員全員に周知し早期に感染予防策を講じる

高齢者虐待防止計画

目的

1 当施設の理念である「心がほっと安堵する介護」を実現させる虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応等に努める。

そのために具体的な組織体制、取り組み内容について本指針を定めるとともに運営規定に明示し、委員会を開催し以下の取り組みを実施する。

企画運営計画

- ① 高齢者虐待対応委員会の開催
- ② 虐待防止のための指針を作成
- ③ 虐待防止マニュアルの作成
- ④ 職員研修の企画
- ⑤ 職員啓発

